

第百六十四回国
参議院厚生労働委員会會議録第九号

平成十八年四月六日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 山下 英利君
理事 岸 宏一君
谷 博彦君
中村 博之君
円 孝男君
渡辺 孝男君

委員 阿部 正俊君
岡田 広君
坂本由紀子君
清水嘉与子君
中原 爽君
西島 英利君
藤井 基之君
水落 敏栄君
朝日 俊弘君
家西 悟君
島田智哉子君
下田 敦子君
津田弥太郎君
辻 泰弘君
森 ゆうこ君
山本 保君
小池 晃君
福島みずほ君

国務大臣 厚生労働大臣 川崎 二郎君
副大臣 厚生労働副大臣 赤松 正雄君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官 西川 京子君
厚生労働大臣政務官 岡田 広君

事務局副

常任委員会専門員 江口 勤君

本日の会議に付した案件

○社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(山下英利君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。川崎厚生労働大臣。

○国務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、厚生年金保険法を始めとする公的年金各法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について、御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。カナダから我が国に一時的に派遣された者など

は、公的年金各法に関し、被保険者ではないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。

公的年金各法の給付の支給要件について、カナダの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

最後に、施行期日であります。協定の効力発生の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山下英利君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第九一二号)

一、パーキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願(第九一二号)

一、安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第九二三号)(第九二四号)

一、患者・国民負担増計画中止と保険で安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第九二五号)

(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)

一、男女が共に仕事と家庭を両立させ人間的に働くための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する請願(第九三四号)(第九三五号)

(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)

一、患者・国民負担増計画中止と保険で安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第九四六号)

一、安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第九四七号)(第九四八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)

(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)

(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)

一、安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願(第九八一号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)

(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)

一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第九九三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)

一、無免許マッサージから国民を守る法改正に関する請願(第九九九号)

第九一二号 平成十八年三月十七日受理
安心して透析を受けられる医療制度改革に関する

請願

請願者 大阪府豊中市北条町一ノ二ノ五ノ三〇三 荒瀬渉 外千九百五十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第九二二号 平成十八年三月二十日受理

パキンソン病患者の療養生活上の諸問題救済策に関する請願

請願者 福岡市早良区飯倉三ノ一五 徳永武重 外千八十名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。

第九二三号 平成十八年三月二十日受理

安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願

請願者 富山県氷見市本町一六〇一一 桜井定一 外八百四名

紹介議員 広野たかし君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第九二四号 平成十八年三月二十日受理

安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市高田町四三ノ八 九 福井寛 外九百九十九名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第九二五号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 新潟県南魚沼市五日町四〇七ノ一 羽賀律子 外六千三百六十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九二六号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 和歌山県田辺市秋津町三四五 田梨絵 外六千三百六十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九二七号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 東京都荒川区東日暮里三ノ四二ノ八ノ七〇三 井上泰子 外六千三百六十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九二八号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 札幌市豊平区西岡四七ノ八ノ三ノ四〇四 阿部美智子 外六千三百六十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九二九号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市台二ノ一九ノ三 大岩信幸 外六千三百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九三〇号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 大阪市福島区玉川二ノ三ノ一六ノ五〇五 秋吉知恵 外六千三百六十三名

十三名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九三一号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 埼玉県浦和市上日出谷八四二ノ七 熊田白江 外六千三百六十三名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九三二号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 宮崎県延岡市上三輪町三、一八五 工藤誠喜 外六千三百六十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九三三号 平成十八年三月二十日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかかる医療に関する請願

請願者 埼玉県川越市南大塚一八ノ一 佐藤浩 外六千三百六十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九三四号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働けるための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する請願

請願者 三重県伊賀市上神戸四、三五三ノ二七九 大久保真紀 外八百七十六名

紹介議員 井上 哲士君

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定されて二〇年がたち、二〇〇六年に向けて

二度目の見直しを検討されている。実効性に乏しい均等法とセットで労働基準法の女子保護規定を撤廃し、さらに総人件費削減をねらう財界・大企業の下でリストラ、派遣・パートなどの非正規雇用への置き換えが進む中で、働く女性の状態は急速に悪化している。一方、ヨーロッパ諸国では、「経済発展とは、詰まるところ生活内容としての質の改善に還元されるべき」との立場から、拘束力を持つEU指令によって男女平等、家庭生活と職業生活の調和を目指す取組が成果を上げている。均等法の見直しに当たり、働く女性の実態と到達を直視し、男女が平等で、共に仕事と家庭を両立させ、人間らしく働けるよう、抜本的な改正を求める。

ついでに、次のように法律を改正されたい。

一、男女雇用機会均等法

1 名称を「男女雇用平等法」に変えること。男女双方に適用する法律とすること。

2 間接差別を定義し、その禁止を明文化すること。

3 現在規定されている労働条件に対する差別禁止の中に、賃金も規定すること。

4 妊娠・出産に伴うあらゆる不利益扱いを禁止すること。

5 ポジティブアクションの行動計画の策定と実行を使用者に義務付けること。

6 セクシャルハラスメントは、使用者の防止と事後の適正対応を義務とし、被害者への解雇・不利益扱いを禁止すること。

7 差別救済のための権限のある第三者機関を都道府県に設置すること。使用者に立証責任と資料の提出を義務付けること。法律に違反した使用者に罰則規定を設けること。

二、その他の労働関連法

1 労働時間を男女とも規制し、不払(サービス)残業根絶の通達を完全実施し、年間総労働時間一、八〇〇時間早期達成などで雇用をつくり出すこと。

2 派遣労働を拡大せず、臨時的・一時的な

のに限定し規制すること。パート・派遣など
非正規労働者をヨーロッパ並みに、正規労働
者と均等待遇を実現すること。

第九三五号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 大阪府門真市上野口町五五ノ一七
石原京子 外八百七十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九三六号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 東京都江東区南砂一ノ一九ノ一ノ
六〇八 木村真知子 外八百七十
六名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九三七号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 札幌市東区北三十六条東二九ノ二
ノ二 早勢康子 外八百七十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九三八号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 川崎市宮前区野川八七三ノ六 島
田チヨ 外八百七十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九三九号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 大阪市西淀川区姫里三ノ一三ノ四
八ノ一〇四 堀るりこ 外八百七
十六名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九四〇号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 仙台市青葉区柏木二ノ四ノ五九
佐藤美代子 外八百七十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九四一号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 香川県観音寺市三本松町二ノ二ノ
二二 三宅将央 外八百七十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九四二号 平成十八年三月二十日受理

男女が共に仕事と家庭を両立させ人間らしく働け
るための男女雇用機会均等法の抜本改正に関する
請願

請願者 東京都中野区若宮三ノ五八ノ七ノ
三三二 池田京子 外八百七十六
名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九六六号 平成十八年三月二十三日受理

患者・国民負担増計画中止と保険で安心してかか
れる医療に関する請願

請願者 長野県塩尻市片丘五、〇一ノ八
九 田中正幸 外六百名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第九六七号 平成十八年三月二十三日受理

安心して透析を受けられる医療制度改革に関する
請願

請願者 熊本県本渡市本渡町本泉三六七ノ
一八 高見良子 外三千二百名

紹介議員 藤末 健三君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第九六八号 平成十八年三月二十三日受理

安心して透析を受けられる医療制度改革に関する
請願

請願者 岡山県倉敷市中島三八二 大橋綾
夫 外千二十七名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第九六九号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都葛飾区高砂一ノ一七ノ一八
石川アサ 外千九百九十九名

紹介議員 山口那津男君

る。高齢者や、糖尿病から腎不全になる患者が急
速に増える一方で、多数の患者が社会復帰をして
おり労働とともに社会活動にも参加している。他
方で患者の高齢化、長期透析患者の合併症など、
日常生活に多くの困難を抱えている患者は増えて
いる。また、糖尿病性腎症を原疾患とする透析患
者の場合も視力障害を始め、下肢障害など合併症
の重度化・重複化により不自由な日常生活を余儀
なくされている。一五%以上の透析患者が何らか
の介護を必要としており、長期入院施設、透析治
療が可能な介護・生活施設が不足している。腎臓
病患者の実態を踏まえ、腎疾患分野における保
健・医療・福祉の総合化、すなわち腎疾患総合対
策を早期に確立しよう強く求める。

一、年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なす
べての人に介護・支援が保障される制度を確立
すること。
二、透析患者の重症化、障害の重複化に伴う要介
護透析患者の急増に対応する医療・福祉両面
における在宅サービス、施設サービスを早急に拡
充すること。
三、通院の困難な在宅の透析患者のために、ホー
ムヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障
体制を確立すること。
四、糖尿病性腎症の予防対策、腎不全・透析に移
行しないための啓発活動を強化すること。
五、看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従
事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具
体的に講ずること。
六、臓器移植普及促進のため、都道府県所属の移
植コーディネーターの増員と身分保障を確立
し、さらに院内コーディネーターを増員するよ
う指導すること。
七、大規模な災害発生時の透析治療体制を確立す
ること。

第九七〇号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県仲多度郡多度津町堀江一ノ三ノ六 塩田明文 外二千七百十六名

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七一七号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上野町三、一七六ノ二六 原沢善二 外三千三百六十名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七二七号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 茨城県かすみがうら市新治六六三 大塚敏子 外七千五百五名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七三三号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市寺井町一、三九〇ノ六 吉野文夫 外二千六百八十四名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七四四号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井県大野市国時町一、五〇八 東部慶一郎 外四千五百九名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七五五号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 長崎市長城台一ノ二ノ三 北川 修 外三千名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七六六号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島味野城二ノ一ノ五四 岡崎フサエ 外二千四十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七七七号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛知県豊川市松風町一三ノ一 明雄 外六千五百三十七名

紹介議員 浅野 勝人君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七八八号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県二本松市沖一ノ五〇七ノ一 甲賀啓子 外九百五十二名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八一八号 平成十八年三月二十三日受理

安心して透析を受けられる医療制度改革に関する請願

請願者 横浜市港南区日野四ノ三ノ二ノ三ノ四〇三 金城勝治 外千四百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。

第九八二二号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 新潟県長岡市新保一ノ一六ノ二〇

紹介議員 若山則子 外千五百一十一名

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八三三号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 奈良県桜井市大西二八三 西峰晃 外二千名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八四四号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町西二見一、九四三ノ一 森田セツノ 外千九百九十九名

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八五五号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡皆野町三沢一、三五四 玉谷清美 外二千六百三十五名

紹介議員 家西 悟君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八六六号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大分市東八幡八丁目 吉田裕司 外二千名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八七七号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県三田市三田町二ノ四 石川富子 外二千名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八八八号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 埼玉県草加市青柳四ノ二ノ一 松下恒雄 外三千名

紹介議員 島田智哉子君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九八九九号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県志田郡鹿島台町木間塚字 姥ヶ沢八ノ六 車塚フミ子 外九百九十九名

紹介議員 愛知 治郎君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九〇〇号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県東近江市五個荘中町一七 中村洋子 外二千九百九十九名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九一〇号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡市葵区西草深町二八ノ二六 白鳥敦子 外二千九百七十二名

紹介議員 藤本 祐司君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九二二号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 和歌山市井辺四三三 白井郁雄 外千九百名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九三三号 平成十八年三月二十三日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する
請願

請願者 鳥取県西伯郡南部町法勝寺七二三
石上靖治

紹介議員 常田 享詳君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

第九九五号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県越智郡上島町岩城 加納幸
子 外三千四百三十七名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九六号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県大田原市本町一ノ二、七〇
九ノ五二 小田戸正子 外四千三
十名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九七号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県西条市小松町北川一四四ノ
一 戸田淳司 外三千五百六十九
名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九八号 平成十八年三月二十三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県二本松市若宮二ノ一五二ノ
一三 斎藤勝年 外九百四十九名

紹介議員 岩城 光英君

この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九九九号 平成十八年三月二十三日受理

無免許マッサージから国民を守る法改正に関する

請願

請願者 福島県郡山市熱海町熱海四ノ二〇
五 梅宮光男

紹介議員 岩城 光英君

この請願の趣旨は、第八六一号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第三
条・第四条)

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例
(第五条・第八条)

第二款 給付等の額の計算等に関する特例
(第九条・第十三条)

第三節 不服申立てに関する特例(第十四条
五)

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第十
五)

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する
特例(第十六条・第十九条)

第二款 保険給付等の額の計算等に関する
特例(第二十条・第二十四条)

第三節 不服申立てに関する特例(第二十五
条)

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に
関する特例(第二十六・六条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する
特例(第二十七・七条・第二十九・九条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する
特例(第三十・三十一・第三十四・四
五・五五・第三十七・七条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第三十
五・五五・第三十七・七条)

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に
関する特例(第三十八・八条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する
特例(第三十九・九条・第四十一・一
条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する
特例(第四十二・二条・第四十六・六
七・七五・第五十・十条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第四十
七・七五・第五十・十条)

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に
関する特例(第五十一・一条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する
特例(第五十二・二条・第五十四・四
条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する
特例(第五十五・五条・第五十九・九
条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十
条・第六十二・二条)

第七章 被用者年金各法の規定による給付に係
る調整(第六十三・三条・第六十六・六
条)

第八章 雑則(第六十七・七条・第七十三・三
条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国と
カナダとの間の協定(以下「協定」という。)を実
施するため、日本国及びカナダの両国において

就労する者等に関する年金制度について、国民
年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生
年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国
家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二
十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共
済法(昭和二十八年法律第二十四号)の特例そ
の他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところ
による。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法

ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除
く。)

ニ 私立学校教職員共済法

二 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる
法律をいう。

三 カナダ年金法令 協定第二条1(c)に規定す
るカナダの法令をいう。

四 カナダ年金制度法令 協定第三条1(b)(ii)に
掲げるカナダの法令をいう。

五 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それ
ぞれ協定第二条1(e)に規定する日本国の実施
機関又はカナダの実施機関をいう。

六 カナダ保険期間 協定第二条1(f)に規定す
るカナダの保険期間をいう。

第二章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する者であつて次の
各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第
七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被
保険者となす。

一 日本国の領域内において就労する者であつ
て、協定第五条の規定によりカナダ年金制度
法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲

就労する者等に関する年金制度について、国民
年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生
年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国
家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二
十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共
済法(昭和二十八年法律第二十四号)の特例そ
の他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところ
による。

ける者を除く。)

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としていないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。又は子であつて政令で定めるもの)

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に關する特例)

第四条 カナダ保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該カナダ保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第五条 カナダ保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合において、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 カナダ保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第九条第一項

第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下昭和六十年国民年金等改正法という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下老齢基礎年金の振替加算等という。)に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのは「カナダ保険期間(社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。)

であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額と、(の月数)とあるのは(の月数)とを合算した月数とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 カナダ保険期間を有する者であつて、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一

項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後のカナダ保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後の属する月以後のカナダ保険期間(社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。)」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(カナダ保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件の特例)

第六条 カナダ保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害に關して国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の第二項、第三十条の第三項、第三十条の第五項及び第三十条の第六項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを同法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。)があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。))において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含

む。次項、次条第一項、第八条、第十一条第二項第一号及び第十二条第二項第一号において同じ。)又は国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡に關して国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同法ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第七条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第八条 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がカナダ保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事

由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)
第九条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いものとする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第五条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第五条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者とみなされたもの(次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按

分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 イに掲げる期間の月数をイからハまでに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

ハ 当該特例による障害給付の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

ナダ保険期間において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相

当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十一条第六項、第五十六条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十一条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとそ

の者の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

を除く。

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に係る国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは、「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは、「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十二条 第五条第一項、第六条第二項又は第八条の規定により支給する遺族基礎年金(第五条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額と

する。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十三条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分)をいう。以下この条において同じ。の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴

う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第十四条 第九条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第三章 厚生年金保険法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例
第十五条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九條の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしなす。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第二十六條の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第三十八條の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十一条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととさ

れた者
2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例
第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十六条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四條第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金の額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」と

いう。)
七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

(カナダ保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第十七条 カナダ保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書(同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二條第五項及び第五十四條第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七條第一項、第四十七條の二第一項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなす。
(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第十九条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十条 第十六条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金の加給

二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算
2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日

の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)

第二十一条 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く)

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものの特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法

第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第二十二條 第十七条第二項又は第十九条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による

遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十三条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十四条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第二十五条 第三十一条第六項(第三十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項(第四十四条第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十六条第六項第五十七条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。))に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十一条第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十一条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第二十六条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の長期給付に関する規定は、国共済法第二十一条第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)(を含む。))のうち、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十七条 カナダ保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)(の組合員である期間(以下「国共済組合員期間」という。))を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。))のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)(に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。))を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 退職共済年金
- 二 遺族共済年金
- 三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。))
- 四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。))
- 五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)(附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過算入」という。))

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第二十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第二十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)(は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十条 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同

条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第三十一条 第二十八条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例」による障害共済年金という)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する

月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く)。

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第三十二条 第二十九条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例」による遺族共済年金という)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く)。

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十三条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十四条 この法律の規定により支給する国共

済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

（国共済法の規定による審査請求の特例）
第三十五条 第九条第四項、第二十一条第六項（第二十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十六条第六項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（国共済組合員期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第三十一条第六項（第三十二条第五項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十一条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（国共済法の規定による審査請求の手続の特例）
第三十六条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求が

あつたものとみなす。

（財務大臣の権限）

第三十七条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第三十八条 地方公務員等共済組合法（以下この章において「地共済法」という。）の長期給付に関する規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員（地共済法第四十一条第一項及び第二項、第四百四十一条の二、第四百四十二条第一項並びに第四百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）及び地共済法第二百四十条第一項に規定する公庫等職員（同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。）のうち、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）
第三十九条 カナダ保険期間及び地方公務員共済組合（地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「地共済組合員期間」という。）を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分（以下「地共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を

満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に相当する金額に相当する部分（以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。）
四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）
五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算」という。）

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

（カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）
第四十条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権

を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

（カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）
第四十一条 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例
（地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）
第四十二条 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給
二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三 地共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（地共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の第二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（地共済法の障害共済年金の額の計算の特例）
第四十三条 第四十条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の地共済法

第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したものを
二 昭和三十六年四月一日以後の期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。）

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの
5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額と

する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）
第四十四条 第四十一条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の地共済法第九十九条の第二項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額（第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達

した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）
三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

（地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）
第四十五条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額）
第四十六条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等
（地共済法の規定による審査請求の特例）
第四十七条 第九条第四項、第二十一条第六項（第二十二條第五項において準用する場合を含む）

む。）又は第五十六条第六項（第五十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（地共済組合員期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第四十三條第六項（第四十四條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十三條第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（地共済法の規定による審査請求の手続の特例）
第四十八條 地共済法第七十七條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第七十七條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

（主務大臣の権限）

第四十九條 地共済法第四十四條の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ、

（地方公務員共済組合連合会の事業）
第五十條 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八條の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係
第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第五十一條 私立学校教職員共済法（以下この章において「私学共済法」という。）の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四條第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの
二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの

2 私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（私学共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法（以下この章において「準用国共済法」という。）第二條第一項第四号に規定する退職をいう。第五十五條第四項において同じ。）をしたものとみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（私学共済法第四條第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）
第五十二條 カナダ保険期間及び私学共済法第七條第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共

済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限り。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 準用国共済法第七十八條第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 準用国共済法第九十條の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三條の十第一項の規定は、適用しない。

（カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）
第五十三條 カナダ保険期間中に初診日のある傷

病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一條第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四條第二項又は第八十七條第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

（カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第五十四條 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八條の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八條第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）
第五十五條 第五十二條第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲

けるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職をしたとき(当該退職をした日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職をした日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の

退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例) 第五十六条 第五十三条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したものと

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八

十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例) 第五十七条 第五十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)に掲げる金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる

昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例) 第五十八条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該

第七部 厚生労働委員会会議録第九号 平成十八年四月六日【参議院】

陰庁長官 国家公務員共済組合連合会 全国市
 町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家
 八
 年四月六日【参議院】

年法律第五十七号) 行政機關の保有する個人情報
の保護に関する法律(平成十五年法律第五

（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施

一七

行する。ただし、附則第三十七条から第四十五条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第五條第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同條第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同條第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項

二 施行日において、カナダ保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十條第二項に規定する障害等級に該當する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料

納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次条及び附則第五條第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十條第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第六條第一項、同法第三十條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第一項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件に該當しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十條第一項各号のいずれかに該當した者であること。

二 当該初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第十一條第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三條第一項又は第二項の規定による額について、第十一條第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三條の第二項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令

で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)

第五條 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該當したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者第一号から第三号までのいずれかに該當する者に限る。)が第六條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十八條第二項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十條に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該當した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中であるものであるとき。

四 第五條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十二條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項の規

定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給)

第六條 カナダ保険期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれ、かつ、政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七條 第五條第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八條 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六條第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四條第四項及び第三十六條第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十條第一項第一号に該當する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態に

ある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第七十七条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。
三 第二十一条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十一条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十一条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金の支給)
第十条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が

同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第七十七条第二項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日まで期間において厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であること。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はカナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に

該当するときを除く。)

四 第十六条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金とみなし、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日

前にある場合にあつては、三十五歳)以上であつたものに限る」とする。

7 第十六条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十一条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十一条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、

し、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第二十七条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国

共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十二条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の経過的寡婦加算の額 第三十二条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の経過的寡婦加算の額 第三十条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十二年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間

を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)

第二十条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求については、第三十六條の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十五条までにおいて「地共済法」という。)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十三条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十三条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十三条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする

る。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二條 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十三條 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く)。

三 第三十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

地共済法第二條第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五條、第四十六條並びに第七十六

条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十九条第一項第一号から第三号までを除く。の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四十四條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の経過的寡婦加算の額 第四十四條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給す

る遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十二条 第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

七 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

八 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十四条 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例に関する経過措置)

第二十五条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百十七條第一項の規定による審査請求については、第四十八條の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。が、当該障害認定日において、私学

共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十条までにおいて「私学共済法」という。第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十八条において「準用国共済法」という。第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

二 第五十六条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十六条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十六条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

三 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

四 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病に係る障害等による私学共済法による障害共済年金の支給)

第二十七条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族

共済年金の支給に関する経過措置)

第二十八条 私学共済制度の加入者であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときはを除く。)

三 第五十二条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

四 準用国共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條並びに第七十四條の五の規定は、前項の場合について準用する。

五 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

六 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに

該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

五 第五十二条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができず、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

六 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第五十七條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第五十七條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第五十七條第三項、第三項及び第五項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改

正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第二十九条 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)

第三十条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求については、第六十一條の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給要件等の特例)

第三十一條 カナダ保険期間及び昭和六十年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当

該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齡年金(第三項において「旧船員保険法による老齡年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齡年金

2 前項の規定により支給する老齡年金(旧船員保険法第三十五條第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六條第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同條第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齡年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十二條 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄

に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(一)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)

第三十三條 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十四條中「第十八條第一項、第二十八條第一項、第四十條第一項又は第五十三條第一項」とあるのは、「附則第九條、第十六條、第二十一條又は第二十六條」と読み替えて同條の規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)

第三十四條 カナダ保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條第二項中「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により

当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五條中「第十九條第二項、第二十九條第二項、第四十一條第二項又は第五十四條第二項」とあり、及び「第十九條、第二十九條、第四十一條又は第五十四條」とあるのは、「附則第十一條、第十八條、第二十三條又は第二十八條」と読み替えて同條の規定を準用する。

(遺族給付の中高齡寡婦加算等の支給の調整に關する経過措置)

第三十五條 第六十六條第一項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十八條第一項第三号、第二十三條第一項第三号又は第二十八條第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齡寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齡寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齡寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齡寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第六十六條第二項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十八條第一項第三号、第二十三條第一項第三号又は第二十八條第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手續の特例に關する経過措置)

第三十六條 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第六十七條第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定

は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十八条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十九条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条のうち、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十条第一項の改正規定中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号若しくは第二号イ」に改め

る。

第四十四条の三のうち、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第四十四条の四のうち、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第四十四条の五のうち、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十四条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十一条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十二条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十三条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第五十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第三十二條第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第四十四條第二項中「第九十九條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第五十七條第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第七十二條第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

附則第十二條第六項中「三十五歳」を「四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「第五十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第三十一條第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第四十三條第二項中「第九十九條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第五十六條第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第七十一條第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

附則第十二條第六項中「三十五歳」を「四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十九条中「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十四条の改正規定を次のように改める。

第二十四条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十

条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。」を加える。

第百十五条中社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第八条の改正規定を次のように改める。

第八条中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（同法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十四条中社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十五条中社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第五条の改正規定を次のように改める。

第五条中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（同法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十八条中社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定に

より当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）」を加える。

第百三十九条中社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十八条の改正規定を次のように改める。

第二十八条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）」を加える。

平成十八年四月十二日印刷

平成十八年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E